

令和 8 年
第 4 回定例会議事録

令和 8 年 4 月 1 5 日

泉大津市教育委員会

令和8年4月15日（水）午前10時より令和8年第4回泉大津市教育委員会
会議定例会を泉大津市役所3階大会議室に招集した。

出席委員

教 育 長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

出席事務局職員

教育委員会事務局長	鍋谷 芳比古
教育委員会事務局教育政策課長	小島 由紀
教育委員会事務局指導課長	藤谷 考志
教育委員会事務局生涯学習課長	中山 裕司
健康こども部こども育成課長	寺田 和夫
教育委員会事務局教育政策課	三上 達朗
教育委員会事務局教育政策課	井上 さやか

案件

- 日程第 1 議案第 2 3 号 教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の
実施について
- 日程第 2 議案第 2 4 号 泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の
制定について
- 日程第 3 議案第 2 5 号 泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史
跡公園運営委員の委嘱について
- 日程第 4 議案第 2 6 号 泉大津市社会教育委員の委嘱について
- 日程第 5 議案第 2 7 号 教育委員会から文化芸術振興会議への諮問について
- 日程第 6 報告第 5 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について
- 日程第 7 報告第 6 号 「令和8年度 学校園に対する教育方針」について
- 日程第 8 報告第 7 号 泉大津市立図書館会議室等使用料徴収及び収納事務の委
託に係る告示について
- 日程第 9 報告第 8 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 10 議案第 2 8 号 教育委員会から社会教育委員会議への諮問について
【非公開】

議事録署名委員

教育委員 澤田 久子

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

会議の顚末

○竹内教育長 令和8年第4回教育委員会会議定例会の開会宣言

○令和8年第3回教育委員会会議定例会議事録承認

△日程第 1 議案第 2 3 号 教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の実施について

◎教育政策課長（小島由紀）趣旨は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うもので、その実施についてお諮りするものでございます。

法令根拠は2．根拠法令に記載の通りでございます。内容について、別紙1の2ページをご覧ください。

本日、本件につきましてご承認いただけたら、5月から事務事業評価に係るシートを各課が作成をいたします。

その上で、外部委員による書面評価を経て、評価対象事業を抽出していただき、9月を目途にヒアリングを含めた点検評価を受けます。そして、これまでの経緯、評価結果等を報告書としてまとめ、11月の教育委員会会議でご審議いただいた上で、ご承認いただきましたら、市議会及び市民に報告、公表をいたします。

以上のプロセスによる事務事業評価実施について、ご承認いただけたらと考えております。

※議案第 2 3 号可決

△日程第 2 議案第 2 4 号 泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の制定について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置するにあたりまして必要な事項を定めるために要綱を制定するものでございます。

内容につきましては、別紙2の4ページ、5ページをご覧ください。

第1条（設置）としまして、文化財保護法第183条の3の規定による文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）の作成等に資するために、泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置するものでございます。

第2条（所掌事項）としまして、（1）泉大津市文化財保存活用地域計画の策定及び変更に関すること。（2）計画の実施に係る連絡調整及び助言に関すること。（3）前2号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項に関することとでございます。

第3条（組織）としまして、協議会は委員10人以内をもって組織するものでございます。委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命するものでございます。（1）学識経験者（2）文化財保護に関する識見を有する者（3）文化財の所有者及び関係者（4）商工関係者（5）関係行政機関の職員（6）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者でございます。

第4条（任期）としまして、委員の任期は2年以内とし、再任を妨げないものでございます。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするものでございます。

第5条（会長及び副会長）としまして、協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めるものでございます。

第6条（会議）としまして、協議会の会議は必要に応じて、会長が招集し、議長となるものでございます。

第7条（秘密の保持）としまして、委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするものでございます。

第8条（庶務）としまして、協議会の事務局は教育委員会事務局生涯学習課におくものでございます。

第9条（委任）としまして、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定めるものでございます。

付則の施行期日としまして、この要綱は、令和8年5月1日から施行するものでございます。

招集の特例としまして、第6条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる協議会の招集は教育長が行うものでございます。

◆教育委員（西尾剛）これは市の附属機関ではないのですね。

◎生涯学習課長（中山裕司）附属機関には設定していません。

◆教育委員（西尾剛）附属機関というのは条例で決めないとだめですよ。要綱だから附属機関ではないということで、条例で決めるかどうかで、附属機関になるかということですか。

◎生涯学習課長（中山裕司）報酬と報償費の違いで、非常勤の公務員になるかならないかということです。

◆教育委員（奥健一郎）第3条の学識経験者以外とはどういう方ですか。

◎生涯学習課長（中山裕司）学識経験者は大学などで専門にされている方で、文化財保護に関する識見を有する者は文化財保護委員などの有識者を想定しています。

◆教育長（竹内悟）博物館の館長も記載されています。

◎生涯学習課長（中山裕司）想定しているのは、文化財保護審議会の学識経験者の方と文化財保護委員として建築を専門的にしている有識者の方に入ってください予定です。

◆教育委員（澤田久子）設置は初めてですか。

◎生涯学習（中山裕司）今回新たに計画を作っていく形で、文化庁から地域計画、いわゆる文化財個別の計画ではなく、文化財の中で総合的な計画を作っていくという指針が出ていまして、今、大阪府内の各市でもいろいろ順次作っていますが、本市でも今年度来年度の2年間かけて作っていきます。

※議案第24号可決

△日程第3 議案第25号 泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園運営委員の委嘱について

◎生涯学習課（中山裕司）趣旨としまして、泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園の管理運営について必要な事項を審議する機関として、令和8年4月1日に施行した泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾

根史跡公園運営委員会規則に基づきまして、学識経験を有する者、その他教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が委嘱するものでございます。

2、根拠法令は記載の通りです。3、委嘱期間としまして、令和8年5月1日から令和13年3月31日までとしております。4、候補者につきましては、別紙3の8ページをご覧ください。

今回の指定管理者については、大阪府の弥生学習館及び近つ飛鳥博物館をあわせて管理していきますのでそちらの運営委員さんと準じた候補者としております。

◆教育委員（奥健一郎）全員新規なんですね。

◎生涯学習課（中山裕司）規則自体が前回の教育委員会会議で可決していますので、今回新たに委員さんを選任しました。

◆教育委員（西尾剛）こちらは規則となっていて、先ほどの議案は、要綱となっている。どう違うのですか。

◎生涯学習課（中山裕司）条例に基づいて報酬を出す形になります。所謂附属機関です。

※議案第25号可決

△日程第4 議案第26号 泉大津市社会教育委員の委嘱について

◎生涯学習課（中山裕司）趣旨としまして、泉大津市社会教育委員に関する条例に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、泉大津市教育委員会が委嘱するものでございます。

根拠法令は記載の通りで、定員及び任期につきましては、定員は7名、任期は2年となっております。

委嘱期間は令和8年5月1日から令和10年4月30日としまして、候補者は別紙4をご覧ください。

今回新たな委員としましてはスポーツ協会理事をつとめている5番の大西孝尚委員を選任しております。

※議案第26号可決

△日程第5 議案第27号 教育委員会から文化芸術振興会議への諮問について

◎生涯学習課（中山裕司）1、諮問事項としまして第4次泉大津市文化芸術振興計画の策定に関する事で、2、諮問の理由としましては、令和9年3月をもって計画期間が終了する、第3次泉大津市文化芸術振興計画の後継計画を策定する必要があることから、文化芸術振興会議に諮問を行うものでございます。

根拠法令は記載の通りとなっております。

13ページの委員名簿をご覧ください。委員は10名以内で、市民及び学識経験者、学識経験を有する者の中から市長が委嘱することとなっております。令和8年4月1日に市長から委嘱していただいております。

14ページをご覧ください。第4次文化芸術振興計画につきましては、計画の期間は、令和9年4月から令和14年3月の5ヵ年を予定しております。計画の趣

旨としましては、泉大津市教育振興基本計画の方針4「まち全体が学びのキャンパスとして、市民の人生を豊かにする学びやつながりを生み出します」。施策2「まち全体があらゆる文化やスポーツであふれだす取組を推進します」の(2)文化芸術の部分に位置づけるものとなっております。

策定のスケジュールとしましては今回の教育委員会から文化芸術振興会議への諮問を受けまして、6月から文化芸術振興会議を開催していきまして、令和9年の4月から計画実施をしていきたいと考えております。

◆教育委員(西尾剛)最後の矢野さんは、公募の方ですけど、何かの経歴で選ばれたのですか。

◎生涯学習課(中山裕司)公募市民という形で応募はしていただいているんですけども、いろいろ市民活動をやっていただいまして、生涯学習課のブンカミーティングやまちなかアートフェスというイベントに参画していただいたり、学校活動やコミュニティ・スクールの推進員さんやっていたり、いろいろ地域の活動をされています。

◆教育委員(奥健一郎)委員長はいらっしゃるんですか。

◎生涯学習課(中山裕司)委員長はこれから委員の中の互選で決める形になっています。

※議案第27号可決

△日程第6 報告第5号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について

◎教育政策課長(小島由紀)本件の趣旨は、前回の教育委員会会議定例会におきまして、委員の任命を教育長に代理させる旨のご承認をいただきましたことから、各校長の推薦を受けて、学校運営協議会委員の任命をいたしましたので報告するものでございます。

根拠法令は2に記載の通りでございます。

任期につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間でございます。

学校運営協議会委員名簿につきましては、参考までに、会議事項16ページ、別紙6をご覧ください。

※報告第5号終結

△日程第7 報告第6号 「令和8年度 学校園に対する教育方針」について

◎指導課長(藤谷考志)令和8年度学校園に対する教育方針についてでございます。趣旨といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号の規定に基づき、学校に対する教育方針を作成し、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項により、教育長が教育事務を執行しましたので報告するものでございます。

内容につきましては、別冊資料の通りとなっております。詳しい内容につきましては、先月の教育委員会会議にてご説明させていただいておりますので、省略させていただき、先月から追加のある部分をお伝えさせていただきます。

先月は指標部分で結果がまだ出ていないため、記していない箇所がありましたので、その部分となります。

まず、10ページ2番の「言語活動および不読率」に関する項目、3番の「授業にICTを活用して指導する能力」に関する項目、続きまして、13ページ1番の「通常学級においての合理的配慮の提供率」、3番の「自立活動の評価の実施率」、21ページから22ページ1番2番の教職員の人権感覚や日本語指導に関する項目、同じページ3番5番6番7番のいじめや不登校に関する項目、最後に、36ページ1番の「学校経営計画」の数値目標の達成率」でございます。

内容の部分についての変更は、前回承認いただきましたので、変更はございません。

※報告第6号終結

△日程第8 報告第7号 泉大津市立図書館会議室等使用料徴収及び収納事務の委託に係る告示について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨としまして、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、泉大津市立図書館の会議室等の使用料についての徴収事務並びに収納事務を委託しましたので、同条第2項及び泉大津市財務規則第32条第2項の規定により告示をしたものでございます。

根拠法令は記載の通りとなっております。内容につきましては23ページ別紙7をご覧ください。

告示した内容でございますけども、1. 受託者として泉大津市旭町22番45号、株式会社テクスピア大阪、代表取締役川上裕。委託事務ですが、泉大津市立図書館の会議室等使用料に係る公金の徴収事務並びに収納事務を含む図書館の会議室等に係る事務全般の業務。指定公金事務取扱者指定日は令和8年4月1日。4. 委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。5. 公金の徴収及び収納の方法につきましては現金等としております。

※報告第7号終結

△日程第9 報告第8号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（小島由紀）泉大津市教育委員会の後援名義使用について説明いたします。本件の趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認いたしましたので報告するものでございます。

対象期間は令和8年3月1日から3月31日まででございます。内容につきましては、別紙8、25ページをご覧ください。

申請件数は8件で、うち7件を承認しております。承認案件のうち、番号5は、新規団体及び新規事業でございます。団体要件として、本市助松公園の桜の保存、継承を目的に活動している団体であること、事業要件といたしまして、桜の花を鑑賞しながら、生演奏や市内団体による絵本読み聞かせ等に参加した児童生徒たちの地域愛の醸成を図るという開催の趣旨が、教育の振興に寄与すると認められること、公園での開催であるため、広く市民が参加できることから承認

としたものでございます。

続いて同じく承認案件のうち、番号１及び７は、新規事業でございます。事業要件といたしまして、それぞれ、商店街及び地域の活性化を目的に参加した児童生徒たちの地域愛の醸成を図るという開催の趣旨が、教育の振興に寄与すると認められること、そして、劇の鑑賞を通じて、舞台を身近な文化芸術として、より多くの人に親しんでもらうという目的が、文化の振興に寄与すると認められること、また、いずれも近隣で開催されることから、広く市民が参加でき、かつ主催者に事業遂行能力が認められるものと判断し、承認としたものでございます。

次に、不承認案件でございますが、番号１は、イベントの講師が独立系金融アドバイザーとして活動しており、顧客が金融商品を売買した際の手数料の一部を証券会社から受け取るという立場であるため、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱第４条第２項第８号の規定により、不承認としたものでございます。

◆教育委員（奥健一郎）３番のeスポーツゲームクリエイターアカデミーはどんな内容を行っているのですか？

◎教育政策課長政策総務係長（三上達朗）本件について、eスポーツの体験ブースやゲームクリエイター体験ブースの設置、インフルエンサーのファンミーティングなどの企画を提案されております。

◆教育委員（奥健一郎）個別具体的なゲームではなくて、eスポーツの普及やどのように楽しむか等の総括的なものですか？

◎教育政策課長政策総務係長（三上達朗）そうです。複合的な色々なゲームで、プロの方も参加されています。

※報告第８号終結

◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第３４条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。

ついては、日程第１０については非公開とすることに異議はございませんか。

《異議なし》

異議がないようなので、日程第１０については非公開とします。

午前１０時５５分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員